

(案)



令和4年10月31日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田和弘 殿

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 片山裕之

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月5日及び8月2日岡山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会
岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 片山裕之 弁護士

部会長代理 益田佐和子 岡山家庭裁判所
家事調停委員

米山毅一郎 岡山大学学術研究院法務学域
教授

労働者代表委員

岩崎真二 電機連合岡山地方協議会
事務局長

内藤陽介 電機連合岡山地方協議会 副議長
オムロンスイッチアンドデバイス労働組
合 執行委員長

村上達哉 オムロン労働組合西部支部
執行副委員長

使用者代表委員

石黒和之 (株)共立精機
代表取締役社長

上本智宣 オムロン(株)
岡山事業所長

角田竜也 (株)岡山村田製作所 事業サポート部人事
総務課 シニアマネージャー

別紙

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
岡山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
 - (2) 電気機械器具製造業（内燃機関電装品製造業のうち自動車用組電線製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
 - (3) 情報通信機械器具製造業
 - (4) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）から（3）までに掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間932円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

岡山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第496回 岡山地方最低賃金審議会	令和4年 7月5日	1 改正決定の必要性の有無について諮問
第498回 岡山地方最低賃金審議会	令和4年 8月2日	1 改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 2 専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和4年 8月2日	締 切 令和4年8月22日
専門部会委員の任命	令和4年 9月1日	
第1回 専門部会	令和4年 9月7日	1 部会長及び同代理の選任 2 今年度の審議の進め方 3 改正決定の必要性の有無について
第2回 専門部会	令和4年 9月14日	1 改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和4年 9月14日	締 切 令和4年10月5日
第3回 専門部会	令和4年 10月6日	1 最低賃金額の審議
第4回 専門部会	令和4年 10月13日	1 最低賃金額の審議
第5回 専門部会	令和4年 10月31日	1 最低賃金額の審議（結審）